

第11章 公文書管理	75
1. 2020年度の対応について	75

第11章 公文書管理

1. 2020年度の対応について

適切な行政文書管理のため、行政文書ファイル管理簿の公表、管理状況の報告、管理状況に関する点検・監査、公文書管理制度に関する研修等を行った。

行政文書管理体制については、2019年2月に行政文書の管理に関するガイドライン（以下「行政文書ガイドライン」という。）が改正され、「公文書監理官」の設置が位置付けられたことを踏まえ、2019年3月に経済産業省行政文書管理規則を改正し、「公文書監理官」を位置付けるとともに、2019年4月に適正な公文書管理に関する通報窓口として大臣官房に公文書監理室を設置した。2020年5月には、公文書監理室長として専任の管理職を配置し、当省の適切な文書管理の推進体制を強化した。

2020年3月10日には、新型コロナウイルス感染症に係る事態が、行政文書ガイドラインに規定する「歴史的緊急事態」に該当するものとされた（閣議了解）。これを踏まえ、当省においては、行政文書ガイドラインの規定により各行政機関が定期的に選定する「重要政策」として、2020年度は「新型コロナウイルス感染症に係る事態への対応」を選定した。

また、内閣総務官室からの事務連絡「閣議に関する業務見直し」（2020年10月16日）や内閣官房行政改革推進本部事務局からの事務連絡「会計手続、人事手続等の各府省の内部手続の書面・押印・対面の見直し」（2020年11月16日）を受けて、当省から発出する文書における公印省略の範囲を拡充した。具体的には、他省庁宛ての文書のみを公印省略の対象としていたところ、2020年10月以降、独立行政法人や地方公共団体等（民間企業・個人宛てを除く）宛ての文書であって、当該文書が「法令に根拠を有さない」ものである等の場合には、公印省略の対象とすることができるとした。さらに、2021年1月以降、会計関係文書については、不利益処分や契約書等を除く全ての文書を公印省略の対象とすることとした。

■行政文書ファイル等の管理状況

(2021年3月31日現在)

(ア) 保有する行政文書ファイル等の総数

(単位：ファイル数)

行政機関名	本省庁	地方支分部局	合 計
経済産業省	56,921	155,643	212,564
資源エネルギー庁	11,950	-	11,950
特許庁	5,878	-	5,878
中小企業庁	5,354	-	5,354
合 計	80,103	155,643	235,746

(イ) 2020年度末で保存期間が満了した行政文書ファイルの移管、廃棄又は保存期間延長の件数

(単位：ファイル数)

行政機関名	移管	廃棄	保存期間延長
経済産業省	586	※15,899	713
資源エネルギー庁	89	※823	193
特許庁	57	866	0
中小企業庁	33	※319	47
合 計	765	17,907	953

※公文書管理法に基づく内閣府との「廃棄協議」（廃棄することについての内閣総理大臣の同意）を経た上で廃棄する予定数。